平成３０年１０月２日

追記令和２年２月６日

指定重度訪問介護事業者　様

千葉市保健福祉局高齢障害部

障害福祉サービス課長

重度訪問介護における熟練従業者の同行支援について（通知）

平素より、本市の障害福祉行政の推進に御理解・御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、平成３０年度障害福祉サービスの報酬改定において、同行者分の報酬算定が可能となりました。

つきましては、報酬算定に必要な手続き等は、下記のとおりといたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

１　制度の概要

（１）重度訪問介護の同行支援とは

障害支援区分６の利用者への支援に対し、新任の従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分受けられないことがないよう、熟練した従事者が同行してサービス提供を行うものです。同行支援の時間は、新任従業者ごとに１２０時間以内となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 新任従業者 | 重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者  （利用者への支援が１年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ６ヶ月を経過した従業者は除く。） |
| 熟練従業者 | 当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者  （当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者。） |

（２）算定の考え方

ア　熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間について、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断します。同行支援が認められた場合、障害福祉サービス受給者証の特記事項欄に、同行支援を認める旨の記載のほか、新任従業者の人数、同行支援の総時間、同行期間を記載します。（裏面エ参照）

イ　１人の新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合であっても、同行支援の合計時間が　１２０時間を超えることは認められません。一方、熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間数に制限はありません。

ウ　原則として、利用者１人につき、年間で３人の新任従業者について算定できます。

「年間」とは、「１人目の新任従業者に同行支援を開始した月から１２ヶ月間」とします。

例えば、平成３０年５月１０日から新任従業者に同行支援を開始した場合は、平成３１年

４月３０日までの間で３人算定できます。

　原則、新任従業者の入れ替えはできません。ただし、利用者の状況や、新任従業者が急遽退職になった場合等、重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、必要と認められた場合には、３人を超えて算定できる場合があります。

エ　受給者証記載例

平成３０年８月１５日～同年９月２０日に１００時間（月５０時間ずつ）、１人の新任従業者に同行支援を行う場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 支給決定期間 | 月の支給決定  時間数 | 受給者証の特記事項欄  記載内容 |
| 1 | H30.4.1～H31.3.31 | ９０ | － |
| 2 | H30.4.1～H31.3.31 | ９０  （※） | 同行支援可（１人、１００時間）  同行期間平成３０年８月～平成  ３０年９月 |

　　　※　これまで支給決定されていた支給量の変更は行いません。

　　　※　平成31年度障害福祉サービス等報酬に関するＱ＆Ａ（平成31年４月４日）問８②④とは異なる取扱いになりますので、ご注意ください。④については、上記例の場合、元々の90時間で受給者台帳に登録します。国保連の一次審査で「決定支給量を超えています」といった警告が出てしまう可能性がありますが、障害福祉サービス課において個別に請求内容を確認しています。

２　手続等

（１）同行支援を行うにあたっては、事前に下記の書類の提出をお願いします。

ア　提出書類

・【新規】重度訪問介護における熟練従業者の同行支援届出書

（新任従業者が年間３人を超える場合のみ下記も添付してください。）

　　・新任従業者が年間３人を超える理由書

　　・当該利用者へのシフト表や勤務形態一覧表等（４人以上の必要性が分かる書類）

イ　提出期限　　事前に提出期限をご相談の上、ご提出ください。

ウ　提出先　　　区高齢障害支援課

（２）一旦認められた内容に変更が生じる場合は、事前に下記の書類の提出をお願いします。

ア　提出書類　　【変更】重度訪問介護における熟練従業者の同行支援届出書

イ　提出期限　　事前に提出期限をご相談の上、ご提出ください。

ウ　提出先　　　区高齢障害支援課

（３）同行支援を行った後は、下記の書類の提出をお願いします。

ア　提出書類　　【報告】重度訪問介護における熟練従業者の同行支援報告書

イ　提出期限　　同行支援終了日の翌月１７日

ウ　提出先　　　千葉市障害福祉サービス課（千葉市役所）

　　　　　　　　提出書類先が（１）（２）と異なりますので、ご注意ください。

（注）提出後の一連の流れは、別紙「フロー図」を参照してください。

３　留意事項

~~（１）遡り~~

~~利用者から同意を得ている場合は、下表のとおり遡っての支給決定を可能とします。~~

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ~~同行支援~~  ~~始期~~ | ~~区高齢障害支援課~~  ~~提出期限~~ | ~~遡り可否~~ |
| ~~H30.4.1～H30.10.31~~ | ~~H30.11.30~~ | ~~可能~~ |
| ~~H30.11.1～H30.11.30~~ | ~~事前に相談~~ | ~~相談の上可能~~ |
| ~~H30.12.1～~~ | ~~事前に相談~~ | ~~原則認めない~~ |

~~（２）~~実績記録票の記載方法

同行支援を行った場合、同行支援の欄に「１」を入力する必要があります。

詳しくは、厚生労働省のHP掲載のインタフェースをご覧ください。

明細書と実績記録票が一致しなければ原則返戻になりますので、請求の際は十分ご注意ください。

厚生労働省のHP

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 障害者福祉> 障害者自立支援給付支払等システム関係資料> 障害者自立支援給付支払等システム関係資料

令和元年10月施行分（５）インタフェース仕様書（事業所編）のPDF ｐ84-4～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045136.html>

〒260-0026

千葉市中央区千葉港2番1号　千葉中央コミュニティセンター１階

千葉市保健福祉局高齢障害部　障害福祉サービス課　地域支援班

TEL：043-245-5228　FAX：043-245-5630

E-mail：[shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp)